

擬似漢字という用語について

吉池孝一

1. 序言

擬似漢字は疑似漢字とも記される。この用語は日本独自のものである。ふつうには漢字の字形または構成原理を模倣して新しく創製した文字とされるが¹、似ているという模倣の結果を客観的に定義するのは難しい。その範囲をやや広くとりベトナムのチュウ・ノムや日本や朝鮮の所謂国字を含める場合もあり²、この語の用法は研究者により異なる。もっとも10世紀以降東アジアで創製された契丹文字や西夏文字や女真文字をさすことについては大方の同意が得られているとみてよい。

2. 漢字系文字と擬似漢字

擬似漢字の範囲を定めるためには先ず漢字系文字の範囲を定めなければならない。次のように漢字系文字を5種に分類する西田龍雄2002は参考となる。

1. 正統漢字(漢語を表記するために造られた文字)。
2. 変用漢字(正統漢字の字形を表音的に或は全く別の音価や意味を与えて使う文字で中国少数民族の哈尼族や侗族の文字など)。
3. 変形漢字(正統漢字の偏・旁・冠などを自己の言語形に適合させて組み改め変形した文字でベトナムの字喃や中国少数民族の壮族の古壮文字など)。
4. 派生漢字(正統漢字の字形をもとにそれをくずして新しい字形を造り出した文字で日本の仮名や中国湖南省の女書)。
5. 擬似漢字(正統漢字の字形または構成原理を模倣して新しく創造した文字で契丹文字や西夏文字や女真文字)。

この分類は漢字系文字の中に擬似漢字を含めるが、1から4までは字形の直接的な継承関係に着目した分類であり5の擬似漢字とは基準が異なる。そこで漢字系文字の範囲を字形上継承関係を明示しえるものに限り、擬似漢字は含めず両者を並立させ、その上でより大きな枠組みに包摂するという立場もありうる³。以下この立場より述べる。

3. 契丹文字

¹ 西田龍雄2002に「正統漢字の字形または構成原理を模倣して新しく創造した文字」(281頁)とある。西田氏は様々な機会をとらえて擬似漢字の意味に言及するが、2002年のものは西田氏の最終的な見解とみてよいのであろう。

² 『言語学大辞典 別巻 世界文字辞典』の262頁及び611頁。

³ 吉池2008は“漢字関連文字”という枠組みの下に“漢字系文字、擬似漢字系文字、非漢字系文字”の3者を並立させる。

さて擬似漢字とされる契丹文字・西夏文字・女真文字のうち、契丹文字には920年に公布された契丹大字と924-925年頃になる契丹小字がある。契丹大字は「漢人は隸書(漢字の俗字)の過半を増減し、文字を数千作り伝授し」(《新五代史》巻72)とあるように、漢字の筆画を増減して作った文字や漢字の成分を組み合わせて作った文字がある。さらに漢字をそのまま利用した「皇帝 太皇 一 二 三 月 日 東 南」などもあり多数にのぼる。これらは漢字系文字である。そのほかに漢字との継承関係を明示しえないが、漢字の字形に類似した方形の文字がある。後者は擬似漢字と称してさしつかえない。契丹大字は漢字系文字と擬似漢字の中間に位置するといえよう。

契丹小字は単音もしくは音節を表わす単位(原字と称す)を組み合わせて長方形の単語(多音節語を含む)にまとめる。その原字は一部を除き漢字との継承関係を明示するのは困難であり漢字系文字とはいいがたい。もっとも原字の筆画は漢字に類似しており、原字を左右上下に配列する法は漢字の影響を被ったとみなすことができることより⁴、契丹小字を擬似漢字と称することは可能である。

4. 西夏文字

1036年に公布された西夏文字は、その筆画は漢字に類似しているが文字要素及び文字の形について漢字との継承関係を明示することは困難であり漢字系文字とはいいがたい。しかしながら方形の一文字は、冠・偏・旁・脚などの要素からなりその構造は漢字を彷彿とさせる。これを漢字の構成原理に似せて作った文字即ち擬似漢字と称することができる。なお西夏文字は、この文字に先立って作られた契丹小字の姿(Gestalt)を模倣し、それを漢字風に方形に纏めたものとの印象を与える⁵。いうまでもなく西夏文字の構成要素は契丹小字のような表音要素ではなく、漢字の冠・偏・旁・脚などに相当するものに置き換えられている。

5. 女真文字

西夏文字の後に作られた文字に女真文字がある。女真文字は、漢字や契丹文字に由来するもの、漢字や契丹文字に類似するが継承・派生関係が明らかでないものよりなる。契丹大字と同様に漢字系文字と擬似漢字よりなるがこれも擬似漢字としてさしつかえない。なお、女真文字には、契丹文字と同様に大字と小字の別があった。大字は金(1115-1234年)の太祖阿骨打の命により完顔希尹が漢字の楷書を模倣し契丹文字の制度によって作ったもので1119年に公布された。その後第3代皇帝の熙宗の時代に小字が作られ1138年に公布された。現存する女真文字資料が表意文字と表音文字の混合であるとする点は諸家の一致するところであり、ちょうど日本の漢字仮名混じり文のようなものとされるが、大小字の

⁴ 中村雅之 2008 及び吉池 2013a 参照。

⁵ 吉池 2013b 参照。

区別が問題となる。表意文字を中心とする(表音文字も含む)文字体系を大字とし表音文字を小字とする説がある⁶。この説によると現存するほとんどの資料は大字と小字が混用されたものとなる。一方、大字を単体字とし、その大字を契丹小字のように左右上下につづり合わせた合体字を小字とする説もある⁷。この説によると現存するほとんどの資料は大字であり、1976年に発見された銀牌や日本の『吾妻鏡』に引用される合体字形式の女真文字こそが小字ということになる。大小字の違いについては未だ定説をみないが、表意文字と表音文字の混合である現存する女真文字資料の文体は、先行する契丹大字(表意主体)と契丹小字(表音主体)の方式を参考として作り出された文体なのであろう。

6. 結語

同じく擬似漢字と称するものであっても、契丹大字>女真文字>西夏文字>契丹小字の順に漢字から遠ざかり一様ではない。しかしながら擬似漢字という枠組みは、漢字と類似した諸文字を収めておく便利な枠組みではある。それとともに、契丹文字(大字・小字)と西夏文字と女真文字はその創製に当たって互に関わり合っているという点で一体であり、それらを一つにまとめる枠組みともなる。

参考文献(発行年順)

- 西田龍雄 1982. 『アジアの未解読文字 その解読のはなし』 東京:大修館書店。
- 清瀬義三郎則府 1997. 「女真文字 ツングース狩猟民族の「擬漢字」文字」, 『月刊しにか』 1997(6):35-40 頁。
- 河野六郎・千野栄一・西田龍雄 2001. 『言語学大辞典 別巻 世界文字辞典』 東京:三省堂。
- 愛新覺羅 烏拉熙春 2002. 『女真語言文字新研究』 明善堂。
- 西田龍雄 2002. 『アジア古代文字の解読』 東京:中央公論新社。もと西田龍雄 1982。
- 中村雅之 2008. 「表音文字の配列」, 『KOTONOH』 第 72 号, 1-4 頁。
- 吉池孝一 2008. 「中国周辺の文字」, 『歴史学事典 第 15 巻コミュニケーション』 東京: 弘文堂, 441-446 頁。
- 吉池孝一 2013a. 「字素排列法 一关于汉字、西藏文字、契丹小字和训民正音一」,

⁶ 西田龍雄 1982 の 127-155 頁。「完顔希尹が女真大字を製作した当初から表音字形をも含んでいた可能性は排除できない。そして文字組織として、今のところ私はつぎの二つのことを女真字は契丹字から踏襲したのではないかと推測している。第一は女真表音字はすべて音節文字であった点である。一字は最低一音節を書き表わして、単子音を代表する字形はなかった。・・・」(136 頁)。西田氏は大字の表音文字の部分を発展させた文字改革こそが第 3 代皇帝熙宗の時代に行われた小字の作成であるとする。しかしながら、この西田氏の説は、大字を表音文字とする単純な説と誤解を受けているふしがある。清瀬義三郎則府 1997 や愛新覺羅 烏拉熙春 2002(111-119 頁)参照。

⁷ 清瀬義三郎則府 1997。

『KOTONOHA』第130号,1-8頁。

吉池孝一 2013b. 「契丹文字と西夏文字」, 『KOTONOHA』第131号,23-26頁。